用途廃止手順書

用途廃止（払下げ購入）希望者等	安城市	法務局
	＜　維持管理課　＞	

①事前のご確認

- ☐ 用途廃止希望地の所有者は市ですか
- ☐ 払下げ購入希望者の所有地と接していますか
- ☐ 用途廃止希望地隣接地所有者を把握していますか
- ☐ 道水路機能はありませんか
- ☐ 埋設物はありませんか
- ☐ 建築基準法上の道路ではないですか
- ☐ 諸費用は把握していますか

②市有地等用途廃止相談申出書の提出

※必要書類と合わせて提出をしてください

調査 ※約２～４週間

- ■ 現地の確認
- ■ 必要資料の取得・確認
- ■ 関係部署への意見徴収

用途廃止の可否結論

※理由、条件等を附して書面にて交付します

用途廃止可能な場合

③道水路境界の立会い及び承認願の提出

※土地家屋調査士等を通して提出をしてください

④境界立会い ※立会い及び承認願の提出日の約２～４週間後に実施

⑤道水路の用途廃止について（依頼）の提出

※表題（分筆）登記必要時は必要書類を提出してください

用途廃止内容の最終稟議 ※約２週間

表題（分筆）登記の手続 ※約２週間

受付

登記完了

保存登記の手続 ※約２週間

受付

登記完了

用途廃止の完了

＜　資産経営課　＞

払下げ手続　※約１～２か月間

手続方法については、資産経営課資産管理係（0566-71-2210）にご確認ください。